

道路附属施設定期点検業務委託標準歩掛(案)

平成 2 7 年 1 2 月

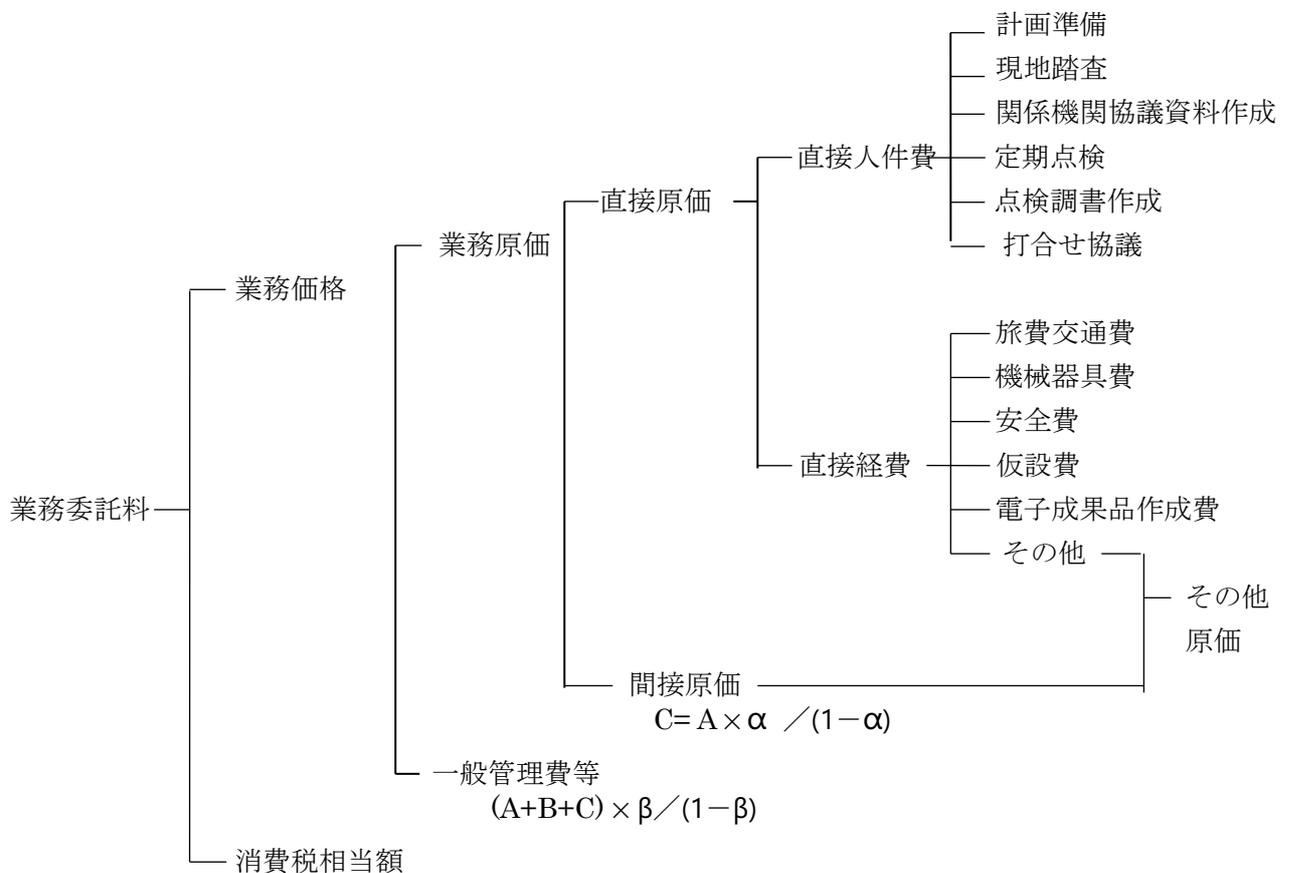
香川県土木部 道路課

道路付属施設定期点検業務委託標準歩掛

1. 適用範囲

この標準歩掛は、香川県が管理する道路の横断歩道橋、門型標識、大型カルバートについて、各々「歩道橋定期点検要領(平成 26 年 6 月国土交通省道路局)」、「門型標識等定期点検要領(平成 26 年 6 月国土交通省道路局)」、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領(平成 26 年 6 月国土交通省道路局)」(以下、「点検要領」という。)に基づき実施する点検に適用する。

2. 価格構成



3. 業務内容

3.1 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、点検に必要な資料等の貸与を行う。

(b) 中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。

(c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行う。

3.2 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な施設毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

3.3 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、点検対象施設の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、点検対象施設の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

3.4 関係機関との協議資料作成

定期点検において必要な関係機関との諸手続きを行う他、必要な資料等の収集を行う。

3.5 定期点検

1) 現地点検及び診断（損傷程度の評価、健全性の診断）

「点検要領」に基づき、点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の損傷程度の評価と健全性の診断（部材単位、点検対象施設毎）を行う。

2) 点検記録様式の作成とその他記録の補完

点検結果及び診断結果について、点検要領の記入例に基づき Microsoft Excel にて点検表記録様式を作成し記録する。

なお、道路管理者が独自に保有する点検様式がある場合は、該当様式についても作成し記録する。

また、必要に応じて道路管理者が保有する台帳等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

3.6 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、Microsoft Excel で作成した点検表記録様式については、電子媒体でも納品する。また、道路管理者独自の点検様式がある場合は、道路管理者が指定する方法で入力および納品を行う。

4. 直接人件費

4.1 横断歩道橋

4.1.1 打合せ協議

(1業務当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打合せ協議	業務着手時	0.5	0.5			
	中間		0.5	0.5		
	成果品納入時	0.5	0.5			
計		1.0	1.5	0.5		

※1 中間打合せは、1回を標準とし適宜業務内容を勘案し追加する。

※2 中間打合せ回数は、特記仕様書等に明示するものとする。

4.1.2 業務計画書作成

(1業務当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書作成		1.0		2.0	3.0	3.0

※1 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。

4.1.3 現地踏査

(10橋当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査	外業		1.0	1.0		
	内業		1.0	2.0	3.0	3.0
計			2.0	3.0	3.0	3.0

※1 外業には施設間の移動時間を含む

4.1.4 関係機関との協議資料作成

(10機関当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関との協議資料作成	外業			2.0	2.0	
	内業			4.0	4.0	2.0
計				6.0	6.0	2.0

※1 外業は関係機関協議および不足する資料収集を行うもので、内業は収集した資料等により協議資料及び説明用資料に整えるものである。

※2 外業には移動時間も含む。

4.1.5 定期点検

(10橋当り)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
2車線道路に架設			8.4	9.3	3.8
4車線道路に架設			9.5	14.0	5.7

- ※1 高所作業車を使用する場合は、別途「機械経費」を計上のこと。
- ※2 点検記録様式の作成を含む。点検記録様式は道路管理者が指定する単位に分割して作成すること。
- ※3 施設間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。
- ※4 路面境界に滞水や腐食が認められ場合には、舗装の撤去復旧費等を別途計上のうえ点検すること。

4.1.6 報告書作成

(10橋当り)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成	0.5	0.5	1.0	1.5	1.5

- ※1 報告書及び電子データの納品、データ入力を含む。

4.1.7 日当り作業量

名称		数量	単位
現地踏査		10.0	橋/日
定期点検	2車線道路に架設	1.6	橋/日
	4車線道路に架設	1.0	橋/日

4.2 門型標識

4.2.1 打合せ協議

(1 業務当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打合せ協議	業務着手時	0.5		0.5		
	中間			0.5	0.5	
	成果品納入時	0.5		0.5		
計		1.0		1.5	0.5	

※1 中間打合せは、1回を標準とし適宜業務内容を勘案のうえ追加する。

※2 中間打合せ回数は、特記仕様書等に明示するものとする。

4.2.2 業務計画書作成

(1 業務当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書作成		0.5		1.0	1.5	1.5

※1 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。

4.2.3 現地踏査

(10基当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査	外業		0.5	0.5		
	内業		0.5	1.0	1.5	1.5
計			1.0	1.5	1.5	1.5

※1 外業には施設間の移動時間を含む

4.2.4 関係機関との協議資料作成

(10機関当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関との協議資料作成	外業			2.0	2.0	
	内業			4.0	4.0	2.0
計				6.0	6.0	2.0

※1 外業は関係機関協議および不足する資料収集を行うもので、内業は収集した資料等により協議資料及び説明用資料に整えるものである。

※2 外業には移動時間も含む。

4.2.5 定期点検

(10基当り)

車線数	区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
	横梁形式					
2車線	円形梁、H形鋼等			3.0	4.5	
	トラス			3.5	5.0	
4車線	円形梁、H形鋼等			4.0	6.0	
	トラス			5.0	7.5	

※1 高所作業車を使用する場合は、別途「機械経費」を計上のこと。

※2 点検記録様式の作成を含む。点検記録様式は道路管理者が指定する単位に分割して作成すること。

※3 施設間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。

※4 路面境界に滞水や腐食が認められ場合には、舗装の撤去復旧費等を別途考慮のうえ点検すること。

4.2.6 報告書作成

(10基当り)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成	0.2	0.2	0.5	1.0	1.0

※1 報告書及び電子データの納品、データ入力を含む。

4.2.7 日当り作業量

名称		数量	単位	
現地踏査		20.0	基/日	
定期点検	2車線	円形梁 H形鋼	3.5	基/日
		トラス	3.0	基/日
	4車線	円形梁 H形鋼	2.5	基/日
		トラス	2.0	基/日

4.3 大型カルバート

大型カルバートは、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートであり、概ね内空幅が5.5m以上のカルバートである。

4.3.1 打合せ協議

(1業務当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打合せ協議	業務着手時	0.5		0.5		
	中間			0.5	0.5	
	成果品納入時	0.5		0.5		
計		1.0		1.5	0.5	

※1 中間打合せは、1回を標準とし適宜業務内容を勘案し追加する。

※2 中間打合せ回数は、特記仕様書等に明示するものとする。

4.3.2 業務計画書作成

(1業務当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書作成		1.0		2.0	3.0	3.0

※1 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。

4.3.3 現地踏査

(10基当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地踏査	外業		0.5	0.5		
	内業		0.5	1.0	1.5	1.5
計			1.0	1.5	1.5	1.5

※1 外業には施設間の移動時間を含む

4.3.4 関係機関との協議資料作成

(10機関当り)

		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関との協議資料作成	外業			2.0	2.0	
	内業			4.0	4.0	2.0
計				6.0	6.0	2.0

※1 外業は関係機関協議および不足する資料収集を行うもので、内業は収集した資料等により協議資料及び説明用資料に整えるものである。

※2 外業には移動時間も含む。

4.3.5 定期点検

(10000m²当り)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
大型カルバート			20.0	30.0	20.0

- ※1 高所作業車を使用する場合は、別途「機械経費」を計上のこと。
- ※2 点検記録様式の作成を含む。点検記録様式は道路管理者が指定する単位に分割して作成すること。
- ※3 施設間の移動時間、台帳補完のための現地計測を含む。
- ※4 面積は(内空幅+内空高さ×2)×延長とする。
ただし底版上面部が露出している場合は、(内空幅+内空高さ)×2×延長とする。

4.3.6 報告書作成

(10基当り)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0

- ※1 報告書及び電子データの納品、データ入力を含む。

4.3.7 日当り作業量

名称	数量	単位
現地踏査(外業)	20	基/日
定期点検	500	m ² /日

5. 直接経費

5.1 旅費・交通費

設計業務等に準ずる。

5.2 機械器具費

5.2.1 ライトバン運転経費

(1) 運転経費

(a) 積算上の基地から現地まで、ライトバン運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が 30km 程度（高速道路等を利用する場合は片道距離 60km 程度）もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。

(b) 高速道路等通行料金を計上する。

(2) 標準歩掛

ライトバン運転（1日当たり）

名称	規格	単位	数量	摘要
燃料費	ガソリン	ℓ		2.60 / h × h
機械損料	ライトバン 1500 cc	h		運転時間当たり損料
機械損料	〃	日		供用日当たり損料
計				

5.2.2 高所作業車運転経費

(1) 運転経費

(a) 点検において、高所作業車を要する場合は、運転経費を計上する。

(2) 標準歩掛

高所作業車運転（1日当り）

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手	一般（特殊）	人		
燃料費	軽油1,2号	ℓ		運転 1 h 燃料消費量 × 5.0 (h)
機械損料		日		賃貸料金（1日）
計				

※1 高所作業車規格が「作業床高 10m 以上」の場合は、運転手（特殊）を計上する。

燃料消費率及び機械損料（賃貸料金）

	燃料消費率 (L/h)	賃貸料金等 (円/日)
高所作業車トラック架装ブーム型 直伸・屈伸式 作業床高 10m 未満（建物、積算平均 8m）	3.84	11,950
高所作業車トラック架装ブーム型 直伸・屈伸式 作業床高 10m 以上（建物、積算平均 12m）	3.84	15,900

※1 建設物価、積算資料は 2015 年 10 月現在の単価。賃貸料金については、必要に応じて見直すものとする。

5.3 安全費

(1) 業務内容

安全管理を目的とし、点検に当り常に適切な保安施設、交通整理員を配置し、現場の安全確保に努める。

(a) 保安施設

保安施設は、道路工事保安施設設置基準（案）によるものとし、規制延長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して必要であれば1日当り8,000円を標準として計上する。

(b) 交通整理員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員を計上する。

5.4 その他の直接費

(1) 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。（その他の設計業務）

6. その他原価

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

7. 一般管理費等

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。

8. 消費税相当額

設計業務等標準積算基準書（香川県土木部）－設計業務に準じる。